

監 事 監 査 報 告 書

令和 7 年 5 月 14 日

学校法人 久留米大学

理 事 会 御 中

評 議 員 会 御 中

学校法人 久留米大学

監 事 永 松 雄 一 郎

監 事 塩 澄 哲 也

私たちは、旧私立学校法（令和 5 年 5 月 8 日施行）第 37 条第 3 項及び学校法人久留米大学旧寄附行為（令和 5 年 9 月 4 日施行）第 13 条の規定に基づき、学校法人久留米大学の令和 6 年度（令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日）の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、理事会及び評議員会に出席し、理事から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するとともに、会計監査人と連携し、計算書類について検討を行うなど必要と思われる監査手続を実施した。

監査の結果、学校法人久留米大学の業務に関する決定及び執行は適切であり、計算書類すなわち、資金収支計算書、事業活動収支計算書及び貸借対照表（固定資産明細表、借入金明細表及び基本金明細表を含む。）並びに財産目録は、会計帳簿の記載と合致し、その収支及び財産の状況を正しく示しており、業務又は財産に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実は認められず、いずれも適正に行われていることを確認する。